▼書評

辻英史・川越修編『歴史のなかの社会国家
――二〇世紀ドイツの経験』

（山川出版社、二〇一六年、三一五＋二二頁、四〇〇〇円＋税）

村上宏昭

病気・事故・失業・自然災害等々、日常生活で直面しうる様々なリスクを国家機構が個人に代わって管理し統御する社会保障システム――これが社会国家（福祉国家）の基本原則である。だがこの原則に引きずられるためか、社会国家のあり方を研究する際には、いきおい国家のシステムにばかり意識が向かい、その分析と考察をもって事足れりとなりがちである。むろん一口に社会国家ないし福祉国家といってもレジームのタイプに応じて複数のクラスターがあり、エスピン＝アンデルセンの周知の研究のように、その類型化や歴史的推移の分析だけでも大きな学問的意義を持つ[1]。とはいえ社会国家システムの変遷ないし発展は、単に国家の次元だけで完結するのではなく、市民社会、つまり「下から」の動向にも大きく依存してきたのではないか。これが本書を一貫して流れる問題意識である。

こうした意識から、本書に収録された論考はいずれも国家システムそのものの分析ではなく、もっぱら二〇世紀のドイツ市民社会において展開されてきた諸々の運動や組織を考察しており、また中にはそれらに対する公権力側の対応を視野に入れたものもある。まずは本書全体の構成を示しておこう。

序　章　社会国家の縮減か、拡大か――「福祉の複合体」の過去・現在・未来

第一部　社会国家のダイナミズム――家族をめぐる包摂と排除

第一章　在宅看護・家事援助からみる社会国家の家族像――一八九〇～一九二〇年代

第二章　高齢独身女性をめぐる「包摂」と「承認」のはざまで――ヴァイマル期クラインレントナーの貧困問題から

第三章　「傷ついた父親」は家族の扶養者たるか――第二次世界大戦後西ドイツの戦争障害者援護

第二部　社会国家と中間組織――国家・市場・家族をつなぐもの

第四章　社会国家への夢――帝政期オルタナティヴ運動からの提案

第五章　社会国家と民間福祉――占領期・戦後西ドイツを例として

第六章　旧東ドイツに中間組織は存在したか――人民連帯の活動を手がかりに

第三部　揺れる社会国家――家族の多様化とジェンダー秩序

第七章　育児をめぐるポリティクス――西ドイツの「新しい家族政策」構想のゆくえ

第八章　子どもに注がれる視線――一九六〇～七〇年代の西ドイツにおける子育て

第九章　一九六〇～七〇年代、性規範の多様化に揺らぐ西ドイツ社会――『性の図解書』論争にみる公権力側の対応

終　章　ドイツ連邦共和国における家族と社会国家――二十世紀から二十一世紀へ

この構成から一見して分かるのは、本書が対象とする時代の特徴的な偏りである。まずは社会国家が形を整えた帝政期からヴァイマル期にかけての時期が語られるものの、通常ドイツ現代史を語る際には中心に位置するはずのナチス期には独立した章が設けられておらず、全体の重心はもっぱら二〇世紀後半の東西ドイツ分裂時代に置かれている。こうした構成になった理由は本書で明示されていないが、一つには戦後の西ドイツ時代にようやく市民社会が成熟を見たという歴史的状況、またもう一つにはおそらく、日本のドイツ社会国家研究の文脈では、ナチス期における民間福祉の研究が今なお手薄であるという現状を、それぞれ反映していると思われる。

以上の点を踏まえたうえで、本書の内容を章ごとに紹介していきたい。まず序章において特徴的なのは、ドイツ社会国家が「国家による制度を頂点としつつ、社会の広い範囲が参加する「福祉の複合体」によって担われた重層的な制度である」と定義されている点である（一八頁）。この定義によって、社会国家概念は国家主導のシステムだけに限定されるのではなく、むしろ民間団体との分業の局面を含み込むことになり、こうして本書全体の軸が設定されることになる。

またこの点と関連して、序章ではアソシエーション型市民参加・名誉職型市民参加・社会運動型市民参加と、民間の福祉ボランタリズムが三つの類型に区別されている。これによって以下の各章で取り上げられる多様な運動形態が明晰に分類されており、序章にふさわしく本書全体の整理に非常に有用な議論となっている。いずれにせよ、こうした福祉の複合体へのまなざしを通じて、本書では国家権力にとどまらず、もっと広範な民間のボランティア団体や中間組織を含めた、格段に射程の広い考察が可能となったといえるだろう。

第一部では、帝政期から一九五〇年代の西ドイツ時代までが扱われる。第一章では、出産や病気で主婦や母としての役割を果たせなくなった女性を対象とした、在宅看護・家事援助の活動が考察される。ここでは特にハンブルクの協会を手がかりにその活動へ迫っているが、特定の問題領域で民間の福祉ボランタリズムが先陣を切り、次いでその領域に対する国家の介入が続くという、福祉をめぐる当時の官民の関係性の一端がここから窺える。

次の第二章は、ヴァイマル期に出現したクラインレントナーなる集団、すなわち第一次世界大戦とその後のインフレで社会的に没落した新しい貧困層に注目したものである。この章では特にハウストホターと呼ばれた、定職に就かず、独身で家事労働に従事した高齢女性に分析の照準を絞り、ヴァイマル期に福祉の網の目が拡張されていく中で、いかに彼女たちがその存在を抹消され、公的支援の対象から零れ落ちていったかを詳らかにしている。

続く第三章では、第二次大戦後の戦争障害者をめぐる問題が、公的支援だけでなく親密圏での夫婦・親子関係にも目配りしながら論じられている。戦争で心身に障害を負った帰還兵が職業教育プログラム等を通じて社会に再統合されるという見かけの下で、その実態は障害のために再就職が困難であったこと、そのため家族は戦後の経済的繁栄の中でも貧困生活を余儀なくされたことが、具体的な個人の事例を基に明らかにされている。

第二部では国家と家族・公共圏と親密圏を媒介する、いわゆる中間組織の存在に焦点を合わせた論考が並ぶ。第四章は、帝政期の自然療法協会組織を例として取り上げ、それが社会国家の中でいかなる役割を果たしたかを分析している。こうした活動は社会国家システムが本格的に作

動し始めた時期にはすでに影響力を失っており、直接的にその確立に寄与したわけではないが、当該論考によれば福祉の外側で展開されたこの運動の精神は、やがて一九八〇年代以降に花開くことになる。

第五章は、西ドイツ社会における民間福祉団体の圧倒的存在感と、その歴史的由来について論じたものである。戦争で社会システムが文字どおり灰燼に帰したドイツでは、まずは地域密着型の自発的な民間組織が国民の生活支援のために機動力を発揮した。やがてそれが西ドイツ社会で一つの伝統として根づき、戦後も一元的な国家のせり出しが抑制され、「民の優位」が継続することになったという。

第六章では、東ドイツにおける中間組織が考察される。社会主義国家とは党を頂点とした一元的な管理・統制に基づく独裁体制であり、一見そこには中間組織が入り込む余地はない。だが本章は人民連帯という団体に注目し、それがおもに高齢者問題の領域で国家の方針からある程度独立して活動していたとし、その自律性はナチズム以前にすでに形をなしていた、地域密着型の福祉ボランタリズムの伝統を受け継いだものと見ている。

第三部では戦後の西側世界において、第三次産業の台頭とともに社会国家が変容していく過程が描かれる。まず第七章では、一九五〇～七〇年代でも依然として男性単独稼得者モデルが圧倒的に強い規範となっていたこと、それにもかかわらず産業構造の転換に伴う働く母親の増加と育児休業をめぐる多様なアクター間の政治的対立を通じて、徐々に旧来の性別役割分業モデルに代わる家族のあり方が模索され始めたことなどが論じられている。

第八章では、子供をめぐる問題を軸に、戦後西ドイツの家族政策を再検討している。一九五三年に連邦家族省が創設され、政府も家族政策に早くから力を傾注したにもかかわらず、当初は公権力が親密圏に介入することに権力側でさえも躊躇を見せていた。そのため子供に対する国家の支援はかなり貧弱となり、いわばそれを補う形で民間からキンダーラーデンと呼ばれる、従来の幼稚園に代わる育児施設設置運動が台頭してきたという。

第九章では、従来の性規範が崩壊していく中で、ついに公権力側もそうした変化に対応して子供の性教育をめぐる問題に乗り出していった過程が描かれる。まず統計年鑑やアレンスバッハ世論調査研究所の様々なデータを駆使して、六〇～七〇年代の西ドイツ社会における価値観の変容を跡づけたうえで、『性の図解書』という、政府が一九六九年に出版した啓蒙冊子をめぐる論争を考察している。ここでは公権力が性的価値観の多様化に対応できなかったことで、有効な政策を打ち出せなかったことが強調される。

最後に終章では、古いジェンダー規範に基づく性別役割分担モデルに考察の照準を絞って、戦後の西ドイツ建国期から東西統一後の時期に至るまでの、家族政策の変遷を追跡している。それによれば、戦後直後に現れた「福祉の複合体」原理のために、かえって西ドイツ政府が打ち出す諸々の政策が、伝統的な性別役割分担を固定化させる方向に作用してしまった。こうした古い性別分業モデルは、一九八六年の「ベイビーヤール制度」の導入と、再統一後の就労促進と社会扶助を組み合わせたいわゆるハルツ改革とによって弱体化されるまで、西ドイツ社会で堅固に存続していくことになったという。

まことに大雑把ながら、以上が本書の概要である。本書を通読すれば、社会国家の発展や変容が単純に国家システムの次元だけで解明できるものではないこと、むしろそのプロセスがいかに社会全体の構造的変

化を背景とし、またそうした構造的変化が民間の多様なアクターを介して、具体的な変容の様態をもたらしたのか、ということがよく理解できるはずである。まさしくここにこそ、「福祉の複合体」に着目する本書独自の意義がある。社会国家システムが発展していく経路は、諸々の政策の蓄積だけに拠るものではなく、そのつど社会の様々な次元に存在する多種多様なアクターの力学によって、重層的に決定されていくものなのである。

とはいえ本書を通読しながらいくつか気になる点も見受けられた。ないものねだりであることを重々承知のうえで、以下に評者による若干のコメントを付しておきたい。

まず、先述のようにナチス期の状況がほとんど等閑視されている点である。たしかに当時のドイツ社会には、強制的同質化のために福祉ボランタリズムの活動の余地などまるでなかったかのように見える。しかし東ドイツ時代でも同じことが妥当するにもかかわらず、本書の中にはそうした常識にあえて挑戦し、社会主義体制下での中間組織の存在を示唆する論考もある。それだけに、第三帝国時代に福祉ボランタリズムの何らかの萌芽を探究するような試みにも、十分研究上の価値はあったはずである。西ドイツにおける民間福祉の開花は、単に「国家なき崩壊社会」（第五章）だけがもたらしたとは限らない。ユルゲン・コッカもいうように、「西ドイツの市民社会が、極度に非市民的な先行する諸社会、流血の戦争、そしてきわめて残忍な独裁制の中から生まれ出たこと、このことが何を意味するか」について、さらに突き詰めて問うていくことも無駄ではないと思われる。[2]

次に、本書の軸の一つとして「社会的弱者の包摂と排除」が設定されているが（八頁）、ここで想定される社会的弱者がドイツ国籍保有者に限定されている点である。たしかに本書でも移民や外国人労働者に関する言及が散見されはするが（二一八、二二三頁）、そこから議論が深められることはなく、結果として本書全体の記述がナショナルな枠組みの内に完結している。しかし周知のように、戦後の西ドイツはイタリアやトルコから外国人労働者を積極的に受け入れ、一九七〇年代以降はトルコ人労働者が定住化したことで、現在に至るまで彼らの統合が大きな社会問題になっている。この問題を掘り下げてみれば、本書のテーマである民間福祉に通じる側面も見出せると思われる。

たとえば在独トルコ人を統括するための、本国トルコ宗務庁の在外機関と見なされる「宗教施設トルコ・イスラム連盟」（略称ＤＩＴＩＢ）である。これはドイツで最大のムスリム組織であり、トルコ人統合問題でもドイツ政府と協力関係にあるといわれる。実際、国内でのイスラム主義の蔓延を恐れるドイツ政府にとって、世俗主義を標榜する同連盟はその防波堤として有用であり、それゆえ在独トルコ人統合政策の主要な担い手と位置づけられている。その限りでこの組織は、ドイツ国内で本書のいうアソシエーション型の中間組織に相当する機能を持つと同時に、トルコ国家の意向を反映している以上、ナショナルな枠組みからはみ出す側面も併せ持つ。[3] ここでは社会的弱者の包摂と排除のダイナミズムに、国家・民族・宗教など相互に異なる複数の論理が複雑に絡み合っているのである。

とはいえ、これらの点は本書の持つポジティブな意義からすればあくまで二義的な問題にすぎない。というよりむしろ、本書が提示した視座があって初めて、右のような諸問題が浮き彫りになったといえるだろう。その意味で、これらの点は本書の価値をいささかも損なうものではなく、むしろその学術的意義をよりはっきりと際立たせてくれる。新自

由主義とグローバリゼーションが行き詰まりを見せるとともに、国家の否定的側面だけでなく肯定的側面を見直そうという機運が高まっている。こうした時勢の中で改めて社会国家のあり方を再考したい人にとっても、本書はきっと示唆するところが多いはずである。

注

（1）G・エスピン＝アンデルセン（岡沢憲芙・宮本太郎監訳）『福祉資本主義の三つの世界――比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房、二〇〇一年。

（2）ユルゲン・コッカ（松葉正文・山井敏章訳）『市民社会と独裁制――ドイツ近現代史の経験』岩波書店、二〇一一年、三三頁。

（3）在独トルコ人諸団体については、近藤潤三『移民国としてのドイツ――社会統合と平行社会のゆくえ』木鐸社、二〇〇七年、二四三-二七二頁；昔農英明「ドイツにおける市民的統合と移民組織――ムスリム移民の活動の変容」『三田社会学』第二一号、二〇一六年、三一-一七頁。

（むらかみ　ひろあき・筑波大学助教）